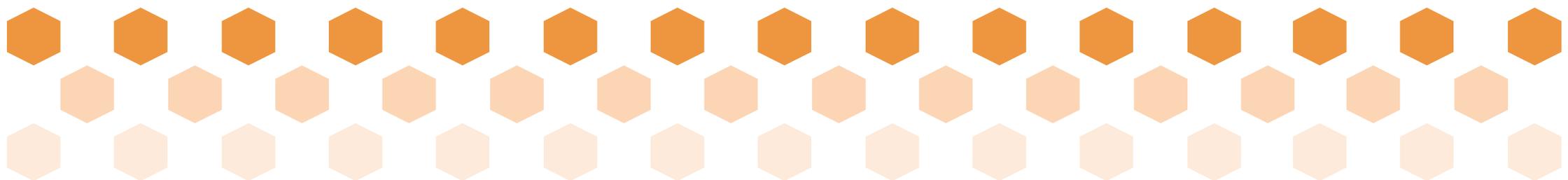


# 新たな外国人材受入れ制度について



# 1. 新たな外国人材受入れ制度の全体概要について (①在留資格)

## 制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食品製造業，外食業  
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

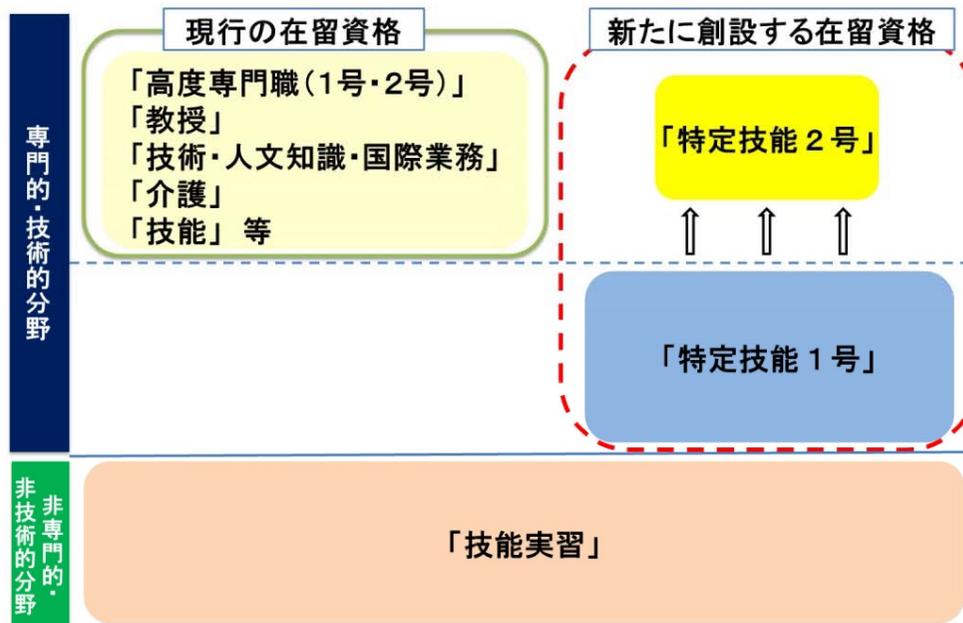
### 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

### 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

### 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 2. 新たな外国人材受入れ制度の全体概要について (②受入れ機関と登録支援機関)

### 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について

#### 受入れ機関について

##### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切 (例: 報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切 (例: 5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり (例: 外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切 (例: 生活オリエンテーション等を含む)

##### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行 (例: 報酬を適切に支払う)
  - ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
  - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

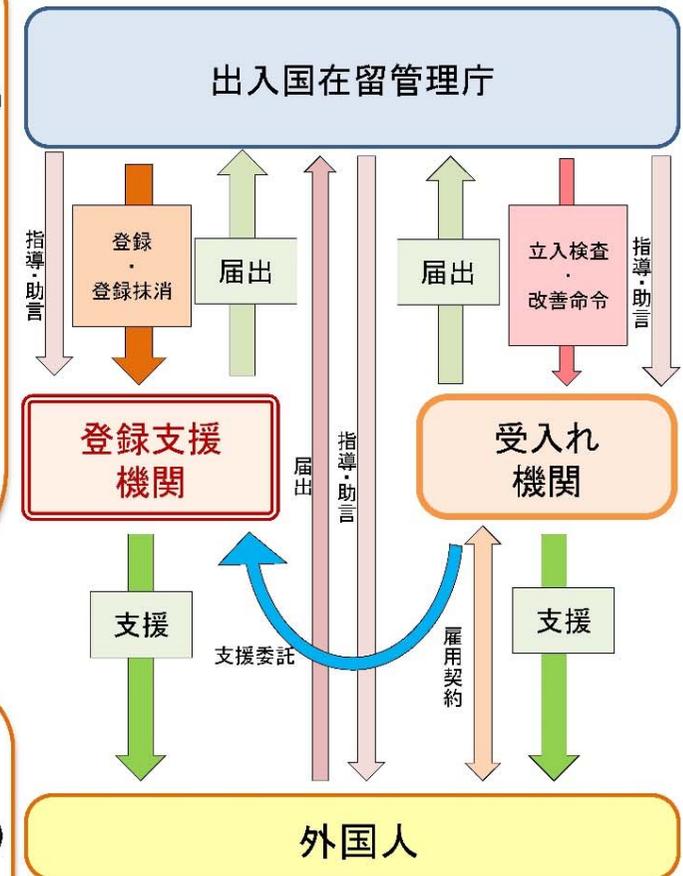
#### 登録支援機関について

##### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切 (例: 5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ② 外国人を支援する体制あり (例: 外国人が理解できる言語で支援できる)

##### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
  - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



### 3. 飲食料品製造業分野における新制度の概要

- (1) 受入れ見込み数（向こう5年間の上限）：3万4千人。
- (2) 人材の基準  
以下の試験の合格者 又は 飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者
  - ①技能水準（試験区分）  
「飲食料品製造業技能測定試験」（（一社）外国人食品産業技能評価機構が実施）
  - ②日本語能力水準  
「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」
- (3) 人材のイメージ  
飲食料品の製造工程でHACCPに沿った衛生管理ができる人材
  - ・主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識・技能
  - ・食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識・技能
  - ・施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能
- (4) 外国人が従事する業務  
飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）  
\*日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することも可能
- (5) 対象となる範囲  
以下の日本標準産業分類に該当する事業者が行う業務  
食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、菓子小売業（製造小売）、パン小売業（製造小売）、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
- (6) 受入れ機関等の条件  
「食品産業特定技能協議会」の構成員になり、必要な協力を行うこと
- (7) 雇用形態：直接雇用

## 4. 外食業分野における新制度の概要

- (1) 受入れ見込み数（向こう5年間の上限）：5万3千人。
- (2) 人材の基準  
以下の試験の合格者 又は 「医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を修了した者
  - ①技能水準（試験区分）  
「外食業技能測定試験」（（一社）外国人食品産業技能評価機構が実施）
  - ②日本語能力水準  
「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」
- (3) 人材のイメージ  
飲食料品食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能を有する人材
  - ・食中毒の予防など衛生管理に関する知識・技能
  - ・調理工程、器具の扱い等飲食物調理に関する知識・技能
  - ・接客に必要な日本語、おもてなしの考え方等接客全般に関する知識・技能
- (4) 外国人が従事する業務  
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）  
\*日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することも可能
- (5) 対象となる範囲  
日本標準産業分類の「飲食店」・「持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当する事業を行う事業所
- (6) 受入れ機関等の条件
  - ①「食品産業特定技能協議会」の構成員になり、必要な協力を行うこと
  - ②風営法に規定する「接待飲食等営業」の営業所に就労させないこと及び風営法に規定する「接待」を行わせないこと
- (7) 雇用形態：直接雇用

## 5. 今後のスケジュール

	飲食料品製造業	外食業
2019年4月		・技能測定試験（【国内】4/25・26）（OTAFF）
5月		
6月		・技能測定試験（【国内】調整中）（OTAFF）
7月	日本語能力試験（JLPT）（【国内・国外】7/7）（日本国際教育支援協会・国際交流基金）	
8月		
9月		
10月	・技能測定試験（【国内】予定）（OTAFF）	・技能測定試験（【国内】予定）（OTAFF）
11月		
12月	日本語能力試験（JLPT）（【国内・国外】12/1）（日本国際教育支援協会・国際交流基金）	
2020年1月		
2月		
3月		

OTAFF：（一社）外国人食品産業技能評価機構

※国外試験の実施については、早期に実施できるよう調整中